

職員の懲戒処分を行いました

不適正な事務処理及び自転車の酒気帯び運転を行った職員3名の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年(2025年)9月17日(水)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処分理由
【1】 建設部 現地機関 主査 42歳 男性	停職 6月	平成22年度から令和5年度にかけて、建築基準法に基づく建築確認申請等の建築関係手続において、建築主事等の決裁権者の決裁を得ずに9件の確認済証等を偽造し、申請者に交付した。このうち建築工事に着手していない1件については、建築基準法に適合していなかった。 また、担当した4件の書類が不存在となった。 この他に、管理監督者2名を口頭注意とした。
【2】 健康福祉部 本庁 医師(研修派遣) 28歳 男性	停職 1月	令和7年7月19日(土)の勤務終了後、午後8時頃から飲食店において飲酒した後、午前0時過ぎに自転車を運転しているところをパトカーで巡回中の警察官に呼び止められ、呼気アルコール検査を受けた結果、酒気帯び運転として検挙された。
【3】 健康福祉部 現地機関 主査 53歳 女性	減給 1/10 1月	令和5年度から6年度の生活保護業務において、収入申告書及び保護変更申請書等の処理を放置し、また、収入認定や住宅費の変更が必要な事実を把握しながら調査を怠り、保護費の過払い及び支給遅延を発生させた。 なお、当該職員は令和3年度から4年度における生活保護の不適正な事務処理により、令和7年2月に「訓諭」の指導上の措置を受けている。 この他に、管理監督者5名を口頭注意とした。

(問合せ先)

担当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、古川

電話 026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2554

FAX 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp